

西武信用金庫セゾンカード特約

第 1 条 (カード名称)

株式会社クレディセゾン（以下「当社」という）が西武信用金庫（以下「当庫」という）と提携して、キャッシュカード機能部分は当庫、クレジットカード機能部分は当社が発行するカードを西武信用金庫セゾンカード（以下「本カード」という）と称します。

第 2 条 (カードの発行)

(1)当庫にご本人の普通預金（総合口座取引の普通預金を含みます。以下同じです。）を有するお客様で、本特約、セゾンカード規約、西武キャッシュカード規定、西武デビットカード取引規定を承認のうえ当庫及び当社（以下「両者」という）に本カードご利用のお申込みをされ、両者が本カードの利用を承諾した方（以下「会員」という）に、本カードを発行いたします。契約は、両者が承諾した日に成立するものとします。

(2)(1)の申込みにおいて、両者より会員と認められなかった場合には、本カードは発行いたしません。西武信用金庫キャッシュカードの利用を希望される場合は、当庫へ西武信用金庫キャッシュカード発行手続きの申請を行ってください。なお、既に西武信用金庫キャッシュカードをお持ちの方が、本カードの利用の申込みを行い、両者より会員と認められなかった場合には、引き続きこれまでお持ちの西武信用金庫キャッシュカードを使用させていただきます。

第 3 条 (キャッシュカード機能)

(1)本カードには、当庫の認定を受け、当庫が提供する、西武キャッシュカード規定、西武デビットカード取引規定に基づく西武信用金庫キャッシュカード機能を付与します。

(2)会員には、西武信用金庫キャッシュカード機能部分については、優先的に本特約及び西武信用金庫キャッシュカード規定が適用されることをご承諾いただきます。

第 4 条 (カードの貸与)

本カードの汚損、破損、名義変更等による再発行の必要から本カードを当庫に提出する場合をセゾンカード規約第 2 条 (カードの貸与) (1) (2) の例外といたします。

第 5 条 (更新時の特例)

(1)セゾンカード規約第 3 条 (有効期限) (2)により引き続き新たな有効期限の本カードが送付された場合、これまでお持ちの本カードの西武信用金庫キャッシュカード機能については、当庫の定める一定期間経過後、又は新たに送付された本カードの西武信用金庫キャッシュカード機能の第 1 回使用时より使用できなくなるものとします。

(2)当社が新たな有効期限のカードの送付を認めなかった場合には、会員が当庫へ西武信用金庫キャッシュカード発行手続きの申請を行うものとします。

第 6 条 (支払口座の特例)

セゾンカード規約第 7 条 (弁済金等の支払方法等) (1)①の「預金口座振替依頼書等で指定し当社が認めた金融機関口座」は西武信用金庫普通預金（総合口座取引の普通預金を含む）に限るものとします。

第 7 条 (届出事項変更の届け先)

(1)会員の住所、電話番号、勤務先等に変更が生じた場合の届出及び紛失、盗難等の届出は、西武キャッシュカード規定並びにセゾンカード規約に基づき両者に行うものとします。

(2)(1)の届出をしていただけなかった結果、両者が会員にお届けする通知書、請求書等が延着しまたは到着しなかったときでも、通常到着すべきときに会員に到着したものとみなします。なお、本カードの発送において、本カードが到着しなかったときには、両者の定める期間経過後は、本カードの機能が使用できなくなることに、及び本カードの機能の提供を受けるために、両者の定める手続が必要なことを、会員にはご承認いただきます。

(3)本カードの再発行は、セゾンカード規約第 17 条 (カードの再発行) にかかわらず、当庫に再発行手続きの申請を行うものとします。

第 8 条 (会員資格喪失時の特例)

セゾンカード規約第 24 条 (会員資格の喪失等) に基づき会員資格を取り消された場合、会員が当庫へ本カードの解約手続き、及び、必要に応じ西武信用金庫キャッシュカード発行手続きの申請を行った後に、当庫は西武信用金庫キャッシュカードを発行します。西武信用金庫キャッシュカードを新たに発行する場合、会員は、新しいキャッシュカードが手元に届き次第、本カードに切り込みを入れる等物理的に使用不可の状態にして、会員が自己責任にて破棄するものとします。

第 9 条 (カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約、本特約、西武キャッシュカード規定、西武デビットカード取引規定が適用されます。各規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第 10 条 (本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第 19 条 (本規約の変更等) の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第 19 条 (本規約の変更等) 中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。

2025. 02

1-22-04-43-F